

学校感染症 登校許可証明書

生徒氏名 _____ (年 組)

診断名 _____

上記の生徒は、令和 年 月 日から頭書の疾病で療養中のところ、

軽快したので 令和 年 月 日から登校してよい事を証明する。

令和 年 月 日

医療機関
医師氏名

印

学校保健安全法施行規則だい 18.19 条

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第2種	インフルエンザ	発熱後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染性	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
第3種	溶連菌感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。
	A型肝炎、B型肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ肺炎	
	感染性胃腸炎 など	